

## 富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和 7 年 5 月 20 日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務委託
- (2) 業務内容  
別紙「富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)  
参照
- (3) 発注課  
富山市上下水道局料金課
- (4) 履行期限  
契約締結日から令和 10 年 1 月 31 日まで  
※新システムの稼働日は令和 10 年 1 月とする。
- (5) 提案限度額(導入費用)  
318,148,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)  
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、委託業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (6) 導入費用の支払い方法(予定)  
前払金:なし  
部分払:なし

### 2 資格要件

- (1) 参加者に必要な資格
  - ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。(参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。)
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - ウ 富山市上下水道局入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
  - エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合(子会社が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。)
- ③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

オ 受託候補者選考委員会委員と利害関係を有しないこと。

## (2) 履行にあたり必要な要件

### ア 過去の履行実績

人口が40万人以上の自治体において、上下水道料金システムの構築及び運用保守の実績(システム導入が完了し、現在稼働しているものに限る)があること。

### イ 情報セキュリティ

ISO/IEC27001、JISQ27001(情報セキュリティ)又はプライバシーマークの認証を取得していること。

### ウ 共同企業体での参加

共同企業体(JV)での参加を認める。参加を希望する場合は、参加表明書提出前に、富山市契約課にJVでの参加資格申請を行うこと。

### 3 日程及び事務手続き

#### (1) 業務説明資料について

##### ア 交付期間

令和 7 年 5 月 20 日(火)午前 9 時から令和 7 年 6 月 3 日(火)午後 5 時まで

##### イ 交付場所及び方法

市ホームページからダウンロードしていただくことで交付します。

※一部資料については、「(様式第 1 号)秘密保持誓約書」の提出を受けたうえで提供します。

貸与予定資料一覧は別紙のとおりとします。

#### (2) 参加表明書及び秘密保持誓約書の提出について

##### ア 受付期間

令和 7 年 5 月 20 日(火)午前 9 時から令和 7 年 6 月 3 日(火)午後 5 時まで(必着)

##### イ 提出書類

① (様式第 1 号)秘密保持誓約書

② (様式第 2 号)参加表明書

③ (様式第 3 号)企業概要

④ (様式第 4 号)履行にあたり必要な要件調書

##### ウ 受付場所及び方法

上下水道局契約出納課への持参又は郵送若しくはメールにて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

※郵送の場合は、6 月 3 日(火)午後 5 時必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

#### (3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果及び貸与予定資料について

令和 7 年 6 月 6 日(金)までに郵送又はメールにて通知(送付)します。

#### (4) 質問書について

指定した期間内に、「(様式第 5 号)質問書」を電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

##### ア 受付期間

令和 7 年 5 月 20 日(火)午前 9 時から令和 7 年 6 月 11 日(水)午後 5 時まで(必着)

##### イ 受付場所

上下水道局契約出納課

##### ウ 回答方法

回答は質問者に対して、電子メールで行います。また、質問者の法人名を伏せたい富山市上下水道局ホームページで公表します。

#### (5) 提案書について

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 6 日(金)午前 9 時から令和 7 年 6 月 24 日(火)午後 5 時まで(必着)

イ 受付場所及び方法

上下水道局契約出納課への持参又は郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

※郵送の場合は 6 月 24 日(火)午後 5 時必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

次の①～⑧について、指定様式又は任意様式(必須事項あり)により、記載してください。なお、②については、別紙「仕様書」及び「富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務委託評価基準」(以下「評価基準」という。)中の評価基準番号を参照し、具体的に記載してください。

- ① (様式第6号)提案書表紙
- ② (様式任意)提案書
- ③ (様式第7-1号)機能要求回答書(上下水道料金関連業務)
- ④ (様式第7-2号)機能要求回答書(給排水工事管理関連業務)
- ⑤ (様式第7-3号)機能要求回答書(受益者負担金関連業務)
- ⑥ (様式第8号)経費見積書
- ⑦ (様式任意)システム構築に係る経費の見積価格内訳書
- ⑧ (様式任意)システム運用に係る経費の見積価格内訳書

※システム運用に係る経費はシステム導入から5年間分を提示すること。

※システム構築及び運用に係る見積価格内訳書については、業務内容や項目別に積算内訳を記載すること。

※事業者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとする。ただし、上下水道局の求めに応じて調達内容を追加した場合はその限りではない。

エ 提出部数

提案書 10部

※別途、①～⑧の電子データ(PDF ファイル形式)をメールにて提出すること。

なお、提出の際、件名を「【提案書送付】富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務受託提案競技資料の送付(〇〇〇)」(〇〇〇は業者名)とすること。

オ 記載内容

別紙「富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務委託公募型プロポーザル提案書等作成要領」を参照すること。

(6) デモンストレーション審査

操作性・機能性が、仕様書やシステム機能要件定義書の要求内容を満たしているかどうかを、パッケージソフトウェアを用いた操作によりデモンストレーションを実施する。デモンストレーション審査評価者が評価し、その採点結果を選考委員会に提出するものとする。

ア 実施日時

令和 7 年 7 月上旬～7 月下旬(予定)(時間及び場所は決まり次第別途通知します。)

イ 実施目的

要求水準及び提案内容の正誤性についての確認

ウ 審査方法

デモンストレーションにより、仕様書(機能要件等)で示す内容を再現  
質疑応答により、提案内容のエビデンス(証拠)等を確認

エ 留意点

- ・プレゼンテーションの際、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・出席人数は 5 名以内とします。
- ・プロジェクター、スクリーン、机、椅子等については本市が用意します。その他必要機器(P  
C、接続ケーブル類等)については各事業者で準備すること。

(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和 7 年 8 月下旬(予定)(時間及び場所は決まり次第別途通知します。)

イ 実施方法

30 分以内(プレゼンテーション 20 分、質疑回答 10 分程度)

ウ 留意点

- ・プレゼンテーションの際、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・説明員は4名以内とします。出席者の条件は、契約の相手方となった場合、業務の責任者、  
担当者となる予定の者から説明を行うこと。
- ・プロジェクター、スクリーン、机、椅子等については本市が用意します。その他必要機器(P  
C、接続ケーブル類等)については各事業者で準備すること。
- ・プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投  
影は認めません。

(8) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評  
価基準・項目・配点は別紙「評価基準」のとおりです。

イ 最低選定基準点

全審査員の合計点数 2250 点のうち1350点

ウ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定(非特定)結果をメールで通知し  
ます。なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえ富山  
市上下水道局ホームページ及び富山市ホームページで公表します。

#### 4 審査に関する事項

##### (1) 審査委員会の設置

本プロポーザルの実施に当たり、公平性、透明性、客観性等を確保するため、「富山市上下水道総合オンラインシステム構築業務委託受託候補者選考委員会」を設置する。

##### (2) 審査主体

本プロポーザル業務に関する審査は、選考委員会により行うこととする。選考委員会が審査・評価に当たり必要と認めるときは、業務担当職員を補助員として審査・評価の一部を行わせることができる。

#### 5 契約交渉(契約手続き含む)及び契約締結

本プロポーザルの優先受託候補者となる者は、契約締結について、次のことに留意すること。

##### (1) 契約の締結

契約の締結に当たっては、上下水道局料金課と優先受託候補者で業務内容について調整(提案に基づく仕様書の追加、変更等を含む)を行い、契約内容を協議し、本見積書及び内訳書の必要書類等を提出し、契約を締結するものとする。

##### (2) 契約交渉の不調

優先受託候補者との契約交渉が不調(優先候補者が業務契約を締結しない、交渉が決裂等)となった場合は、富山市上下水道局の判断で、次点受託候補者と契約交渉ができるものとする。

#### 6 選考委員会委員職氏名

|      |                 |       |
|------|-----------------|-------|
| 委員長  | 富山市上下水道事業管理者    | 前田 一士 |
| 副委員長 | 富山市上下水道局次長      | 高橋 祐子 |
| 委員   | 富山市企画管理部次長      | 森川 知俊 |
| 委員   | 富山市企画管理部情報企画監   | 小倉 康男 |
| 委員   | 富山県地方創生局市町村支援課長 | 小守 潤  |

#### 7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (6) その他選考委員会が不適合と認める場合

#### 8 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。

- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に特定された者が作成した提案書等の書類については、上下水道局が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。
- (5) クライアント端末及びOAプリンタ等の周辺機器の仕様や台数は、受託候補者の提案を基に上下水道局との協議を踏まえて決定し、その納入業者は別途指名競争入札を執行して決定することとします。

(担当)上下水道局契約出納課

(電話)076-432-8518 (FAX)076-432-8635

(メール)suidoukeisui@city.toyama.lg.jp